

**結核医療に係る医療費の公費負担申請に伴う  
社会保障・税番号制度の個人番号《通称：マイナンバー》の提示について**

結核の治療に係る費用については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で、公費負担制度が定められています。

公費負担申請にあたり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第16条に基づき、「社会保障・税番号制度の個人番号(マイナンバー)」を記載した申請書等の提出の際は、「番号確認」と「本人確認」をさせていただきます。

＜番号確認＞正しいマイナンバーであることの確認

＜身元確認＞手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認

- ・ 確認には、数種類の書類の提示が必要となります。
- ・ 必要書類は、裏面に記載しております。
- ・ 書類を揃えて、保健所まで持参し提示して頂くか、写しを提出してください。
- ・ 郵送の場合、書類は、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼って、返信してください。

※ご不明な点がございましたら東部保健所までお尋ね下さい。

※なお、公費負担申請は医療機関が代行して行っていますのでご確認ください。

**[必要書類]**

1 顔写真付きマイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの場合

(1) 番号確認のための書類

個人番号カードの裏面の写し(直接持参の場合は、原本の提示)



(2) 本人確認のための書類

個人番号カードの表面の写し(直接持参の場合は、原本の提示)



※ (1) と (2) の書類をそれぞれ1点ずつ提出

2 顔写真なしマイナンバーカード(通知カード)しかお持ちでない場合

(1) 番号確認のための書類

通知カードの表面の写し(直接持参の場合は、原本の提示)



(2) 本人確認のための書類(顔写真付きのものがある場合、以下より1点)

- 運転免許証の写し
- 運転経歴証明書の写し
- パスポートの写し
- 身体障害者手帳の写し
- 精神障害者保健福祉手帳の写し
- 顔写真付きの身分証明書及び資格証明書の写し

\* その他の書類でも、本人確認できる書類がありますので、保健所へご確認ください。

(3) 本人確認のための書類(顔写真なしの場合、以下より2点)

- 被保険者証の写し
- 年金手帳の写し
- 住民票の写し
- 身分証明書及び資格証明書の写し
- 印鑑登録証明書
- 公共料金等の領収書の写し

\* その他の書類でも、本人確認できる書類がありますので、保健所へご確認ください。

※ (1) と (2) の組合せの場合 : (1) と (2) よりそれぞれ1点ずつ提出

※ (1) と (3) の組合せの場合 : (1) から1点、(3) から2点それぞれ提出